|  |
| --- |
| **レンタルアートスペース賃貸借契約書** |
| 貸主 画廊アートカフェ木津（以下、「甲」という。 ）と、借主 （以下、「乙」という。 ）は、 |
| 本日以下の条件で賃貸借契約を締結することで合意した。 |
| 第１条 |
| 1時間あたり賃料　　　　　　　　　　 円 |
| 単発利用の際は、賃貸支払い方法本契約と同時に現金で一度に支払う |
|  |
| 名称 画廊アートカフェ木津 |
| 所在地 丹波篠山市今田町 |
| スタジオ部分 床面積50㎡、森林、竹藪、庭 |
| 第２条 |
| 始期 自　　　　年　　 月 　　日　　 時　　 分から |
| 終期 至　　　　年　　　月　　 日　　 時　　 分まで |
| 賃料合計 円（超過分は30分ごとに1時間賃料の半額） |
| 第３条 |
| 本件スタジオ利用にあたり、修繕・補修等が必要となった場合、その費用は、事由及び名目の内容を問わず乙の負担とする。 |
| 第４条 |
| 乙は、本件アートスペースを上記利用目的以外に用いてはならない。また本件アートスペースの使用に当たっては、次の各項を厳守しなければならない。本契約の定めに従わない時、規約に違反があった時、その他信義則上契約の存続が困難な事由が生じたときは、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、下記事項に違反して生じた損害について、乙は原状回復のために必要な費用の全額を負担する。 |
| （１） 土足は玄関で脱ぎ、室内は土足厳禁 |
| （２） スタジオの制約条件、備品についてよく理解し、承諾していること |
| （３） 15歳未満者、泥酔者、精神錯乱者、背信的悪意者、組織暴力団関係者でないこと |
| （４） 規則のスピーカーボリューム以上の大音量を発生させたり、絶叫したりしない事 |
| （５） スタジオ内とその周辺での、禁煙・禁酒 |
| （６） 森林、竹藪、庭にての使用の際の怪我、事故、（マムシ等）の被害には甲は責任を負わない。 |
| （７） ゴミは全て持ち帰ること |
| （８） 終了時はきれいに清掃し、元通りにすること |
| （９） ドアやカーテンを開け放して使用しないこと |
| （１０） 建物共有部分や建物周辺での撮影・立ち歩き・たむろ・大声での打合せ・歓談は禁止 |
| （１１）備品を持ち去ったり、紛失したり、汚したり、壊さないよう、善良な管理者の注意義務をもって丁寧に取り扱うこと |
| （１２） 使用終了時刻に撤収完了すること |
| 第５条 |
| 本契約終了後、乙は、本件アートスペースを直ちに現状に復したうえ、これを甲に返還しなければならない。返還の際、乙所有の残置物において、乙は所有物を放棄しこれを甲において処分しても意義を述べない。 |
| 第６条 |
| 乙が本件契約終了後、本件賃貸物件の明渡をしないときは、乙は甲に対し、本件アートスペース明渡済まで30分ごとに、1時間賃料の半額の利用料を支払う。 |
| 第７条 |
| 乙に本契約に基づく債務の不履行があった場合、甲は何らの催告を要せずに本契約の解除をすることができる。 |
| 本件スタジオならびに本件アートスペース備え付けの機材の使用によって乙に損傷が生じたとき、甲は一切法的責任を負わない。 |
| 第８条 |
| 本件アートスペースならびに本件アートスペース備え付けの機材の使用によって、乙が第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の法的責任の有無にかかわらず、損害を被った第三者に対して誠実に対応し、解決のために要する一切の費用は乙が負担するものとする。当該損害につき。甲は一切法的責任を負わない。 |
| 第９条 |
| 乙は、甲に対し、本件アートスペースの必要費及び有益費の償還を請求できない。 |
| 第１０条 |
| 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。 |
| 以上、本契約成立の証として、本書を一通作成し、甲乙は署名押印のうえ、甲がこれを保管する。 |
| 契約日　　　年　　　 月 　　　日 |
| 貸主（甲） |
| 丹波篠山市今田町木津867 |
| 画廊アートカフェ木津 　　印 |
| 借主（乙） |
| 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印 |
| 電話番号 |

**アートスペース利用内容**

クリエイティブな活動応援

画像、映像、創作活動、作品展示、芝居小屋等

ＨＰ：garoartcafekotsu.com

要予約：連絡先（**080-3115-8631**）

**使用料**

**学生応援　　　1日・・・1000円（諸経費のみ）税別**

一般　　　　　半日（13：00～16：00）・・・3000円（税別）

　　　　　　　1日（10：00～16：00）・・・6000円（税別）

　　＊展示のみの方はご相談の上で無料

**アトリエとして利用**

1部屋　1か月・・・6000円（別途光熱費、税別）

3密回避の為、最大10名様まで

**休日・・・水曜、金曜**

**画廊アートカフェ木津**

**住所：丹波篠山市今田町木津867**